

議事要旨(3) 連結・特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、連結・特別目的会社専門委員会では、我が国の連結の範囲に関する会計基準と昨年5月に公表されたIFRS第10号等の取扱いとの比較検討を行っており、それを踏まえてASBJでも順次検討を行ってきているが、今回はこれまでの検討を踏まえ、今後の進め方について、審議頂きたい旨の説明があった。これに続き、原田研究員より、審議資料(3)に基づいて説明が行われた。

委員からの発言内容は以下のとおりである。

- ある委員より、連結の範囲に関する会計基準の検討の範囲について、連結判定の実務で議論になるのは、すべての会社というよりもSPEの方であり、実務上の実感としては、SPEに限定した進めの方が良い、との意見があった。
- ある委員より、通常会社とSPEは区別して考えた方が良いとの意見があった。日本の法制度上からは区別の基礎が比較的明確であると考えられ、実質的な判断が行われている通常会社の連結判定でそれほど問題を認識しておらず、問題があるとすればSPEについてであり、また、IFRS第10号では支配の考え方を拡大しているようにも見え、その考えに全般的に置き換えて一本化するとかえって実務の混乱を招く可能性があり、緊急性もないであろうとの意見があった。
- また、ある委員より、資料で挙げられているSPEの論点は2011年の短期的対応の際にも認識されていたものと理解しているが、今回の資料ではSPEに限定して進める場合の懸念として短期的対応を行って間もないことが挙げられているので、これについての専門委員会での意見やこのような形で論点を挙げた理由について質問があった。これに対して事務局より、専門委員会では、SPEについて進めた方が良いのではないかという意見や、短期的対応の強制適用(平成25年4月以後開始する連結会計年度)前であり、IFRS適用後の実務が見えていない現段階で進める必要があるのかという意見などがあつたと理解している、との回答があつた。また、論点を挙げた理由については、SPEに関する問題意識は以前から認識され、十分整理されていない論点も残っており、これらの問題意識に対応して、一部分でも直していくのか、問題意識を認識しつつ国際的なコンバージェンスを考慮しながら全体の中で見直していくのかを委員会として判断する必要があるという理解に基づいて、議題に挙げさせて頂いたところである、との回答があつた。

新井副委員長より、IASBとFASBにおけるSPEに関する対応などの国際的な環境や、昨年のASBJにおける短期的対応で継続検討となっている事項を踏まえ、できるところから取

り組んでいくことによって、財務諸表利用者にとっても使い勝手の良いものになっていくと考えており、今後の進め方について引き続き審議を行っていきたい旨の説明があった。

以 上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。